

有限会社とうふ工房わたなべ 渡邊 一美 様

一般食品の収去検査に係る判定根拠について

一般食品に含有するセシウムの濃度の限度は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、「食品、添加物の規格基準（昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示第 370 号）第 1 食品 A 食品一般の成分規格、12 に示されています。

食品、添加物の規格基準 第 1 食品 A 食品一般の成分規格（抜粋）

12 セシウム（放射性物質のうち、セシウム 134 及びセシウム 137 をいう。）は、次の表の第 1 欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第 2 欄に定める濃度を超えて食品に含有されるものであってはならない。

第 1 欄	第 2 欄
一般食品	100Bq/kg

ただし、大豆を原料に製造・加工、輸入された食品の基準値は、500Bq/kg

（平成 24 年 12 月 31 日まで経過措置を適用）

今回検査を実施した豆腐について、セシウム 134 及びセシウム 137 の含有量が基準値以下の場合を「適」、基準値を超えて含有している場合を「不適」としています。なお、検査した項目が適である場合、総合判定を「適」としています。

今回実施した検査では、全て適でした。